

(案) 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」(概要版)

I 改定の経緯

- 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」(H26.3)が策定された。
- 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(H29.3改定)が改定された。
- 山梨県いじめの防止等のための基本的な方針(第3)では、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、見直しを検討し、必要な措置を講じるものとしている。

II 県の課題と国の方針

(◆課題、○国の方針(「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」H28.11 文部科学省))

1 いじめ問題への対応について

- ◆いじめの認知については、全国に比べて積極的な認知に努めてきたが、学校間の認知件数に差があるので、小さいいじめも見逃さないように認知の共有化を図る必要がある。
- ◆私立学校におけるいじめの具体的な取組が、現行の基本方針に示されていない。
- いじめの定義の解釈の明確化を図るとともに、組織的対応の意義を再度周知し、教職員の意識改革を促す。
- 自殺予防やいじめへの対応を最優先に位置付ける。
- 私立学校におけるアンケート等の実施状況の点検や教育委員会との連携を促す。

いじめの認知や対応に係る教職員の認知の共有化、組織的対応の充実・徹底を図る。

2 インターネット上のいじめへの対応について

- ◆インターネット上のいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を更に行う必要がある。
- 情報モラル教育の充実を推進する。

インターネット上のいじめへの対応を充実させる。

3 重大事態への対応について

- ◆重大事態に対処する体制が十分でない市町村がある。
- 教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるよう対応を促す。

いじめ問題対策連絡協議会等を設置し、重大事態に対処する体制を整える。

いじめをめぐる実態 (平成28年度生徒指導上の諸課題調査の結果より)

- 児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数 39.5件 全国 23.9件
  - ・1校当たりのいじめの認知件数 16.5件 全国 12.5件
  - ・いじめの認知学校数 224校/320校【70.0%】 全国 70.8%
- いじめの現在の状況
  - 解消しているもの 3,502件/3,702件【94.6%】 全国 90.5%
  - ※県では6月と10月に追調査を実施し、きめ細かく解消を確認している。
- インターネット上のいじめの防止等の啓発活動を実施した学校数 215校/320校【67.2%】 全国 74.4%
- いじめ問題対策連絡協議会を設置した自治体数 53.6% 全国 71.8%

III 主な改定のポイント

1 いじめ問題への組織的対応の充実・徹底 (県の課題と国の方針1)

項目	改定のポイント
①いじめの認知の共有化	現行の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかやふざけ合いも背後にある事情を調査することを明記する。
②いじめの未然防止	道徳教育を充実させること、障害のある児童生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒への組織的指導について明記する。
③いじめに対する措置	いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならぬことを明記する。
④教育相談体制の充実	教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させることを明記する。
⑤私立学校におけるいじめへの対応	私立学校における定期的なアンケートや個人面談等の具体的な取組、県教育委員会との連携確保について明記する。

2 インターネット上のいじめへの対応の充実 (県の課題と国の方針2)

項目	改定のポイント
①情報モラル教育の充実	インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ることを明記する。

3 重大事態への対応の充実 (県の課題と国の方針3)

項目	改定のポイント
①重大事態への対応	調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しないことや、調査を行う組織を平時から設置しておくこと等、学校や教育委員会が適切に対処することを明記する。

IV 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」(改定素案) \*下線は、主な改定部分

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策
- 4 いじめの定義 (P4)
- 5 いじめに関する基本的認識
- 6 いじめの防止等に関する基本的な方針の策定

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策
  - (1) 山梨県いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - (2) 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の設置
  - (3) 基本的施策
    - ①いじめの未然防止のための対策
    - ②いじめの早期発見のための対策
    - ③関係機関等との連携
    - ④教職員の資質向上
    - ⑤相談支援体制の充実 (P8)
    - ⑥いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進
    - ⑦インターネット上のいじめへの対策 (P8)
    - ⑧啓発活動等の実施
    - ⑨学校評価・教職員評価への指導・助言
    - ⑩学校運営改善の支援
  - (4) 県立学校におけるいじめに対する対応
  - (5) 私立学校におけるいじめに対する対応 (P9)
- 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策
  - (1) いじめ防止基本方針の策定
  - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
    - ①いじめの防止 (P11)
    - ②早期発見
    - ③いじめに対する措置 (P12)
- 3 重大事態への対処
  - (1) 学校の設置者又は学校による調査
    - ①重大事態の発生と調査 (P13)
    - ②調査結果の提供及び報告
  - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項